

# 潮来市民生委員児童委員協議会 災害対応マニュアル



## 目次

1. 民生委員・児童委員の災害対応	1
2. 【震災編】	2
3. 【風水害編】	4
4. 避難について	7
5. 避難所	8

### 参考資料

- ・マイ避難カード
- ・マイ防災カード
- ・災害の「備え」チェックリスト

本マニュアルは、災害時における潮来市民生委員児童委員の基本的活動項目を記載したものです。

他方、災害時にはどのような事態が発生するか想像できません。このマニュアルに記載している事項以外であっても、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」の認識の下、適時適切に行動していただければ幸いです。

また、民生委員・児童委員の交代時におきましては、災害対応マニュアル、避難行動要支援者名簿等について、後任の方に適切に引き継いでいただきますようお願いいたします。

## 民生委員・児童委員の災害対応

近年、大規模災害の発生リスクが高まっています。いざという時に慌てないように事前に日頃から民生委員の視点から防災への意識を高めましょう。以下の内容は「災害に備える 民生委員・児童委員活動ハンドブック」を参考にしておりますので、再度内容の確認をお願いいたします。

### 災害に備える民生委員活動のポイント

1. 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
2. 平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
3. 発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する

#### ○平常時 「地域の要支援者を見守り、災害への備えの確認をする」

- ・「地域ぐるみ」で災害に備える

災害への備えは、住民自身が「わがこと」として取り組み、「地域ぐるみ」で防災力を高めることが重要です。ひとり暮らし高齢者の見守り活動をする中で、日頃から避難場所や移動手段、避難支援者確保の検討を進めるなど災害への備えをするように呼びかけましょう。発災時には民生委員が支援することはできないことをしっかりと伝えたくて、事前に避難場所や移動手段等を決めておくようにしましょう。

- ・日頃から住民の防災意識を高める
- ・災害発生が予想される72時間前から要支援者の安否確認・避難行動の呼びかけを行う
- ・発災時、民生委員は率先避難を行う
- ・要支援者の避難支援は近隣住民に協力をお願いする
- ・要支援者の安否確認は民生委員自身の安全が確保されてから実施する

#### ○発災時 「委員と家族の安全を確保し、率先避難をする」

- ・自身と家族の安全確保をする

#### ○発災後 「委員同士で協力し、活動を再開していく」

- ・委員同士の安否連絡方法の確認

各地区（6地区）で緊急時の連絡方法を決めておきましょう。地区代表委員を中心に情報を集約し、会長へ連絡をします。会長は市へ報告します。

- ・民生委員活動の再開

安全が確保された段階で、要支援者等への支援を開始します。ただし、災害時には民生委員自身も被災者であることに留意しましょう。したがって、すべての委員に一律の活動を求めず、委員同士で十分に理解し、皆で支え合って活動していくことを心がけます。

## 【震災編】

### 第1 災害対策本部

潮来市の災害対策体制として、市内で震度5弱の地震が発生した場合は、市役所に災害警戒本部が設置されます。

また、市内で震度5弱以上、かつ地震により災害が発生した場合は、非常体制第1配備となる災害対策本部が設置されます。

民生委員・児童委員は、震度5弱以上で災害対策本部を設置した場合に、その構成員となり、活動拠点は自宅等とし、本部に詰める必要はありませんが、本部との連携をより密にし、行政と地域とのパイプ役として活動します。

#### 1 災害対策本部の設置基準

体制	種類	設置基準
災害警戒本部	連絡配備	震度4
	警戒態勢	震度5弱
災害対策本部	非常態勢第1配備	震度5弱かつ災害発生
	非常態勢第2配備	震度5強
	非常態勢第3配備	震度6弱以上

### 第2 民生委員・児童委員の役割

#### 1 避難行動要支援者等に対する対応

避難行動要支援者等への対応として、潮来市において、あらかじめ、本人の意思を確認し、避難行動要支援者等を把握し名簿が作成されています。民生委員・児童委員は、配布された名簿を基に、避難行動要支援者等を地域の自主防災組織と協力し、避難情報の伝達や安否確認を実施します。

民生委員・児童委員は、平常時から避難行動要支援者等の状況把握に努めます。

避難行動要支援者等の名簿の取扱については、個人情報保護に十分配慮するものとします。

##### (1) 活動する基準となる震度等

民生委員・児童委員は、その地域の震度が5弱以上のときに、自宅等で災害対応活動を実施します。

震度情報はテレビやラジオ、防災メール等で確認し、その地域の震度が5弱以上のときに、災害対応活動を実施することとし、本部からの電話連絡は行いません。

##### (2) 地震発生後の避難行動要支援者等の安否確認について

- ① 震度5弱以上の地震が発生したときは、まずは自ら及び家族等の安全を図ってください。その後、余震が落ち着いてから、担当する避難行動要支援者等に対して自宅への電話又は訪問により、安否確認を実施します。ただし、地震発生が夜間で、被害が大きかったり、停電等により活動する上で危険が伴うようなときは、翌朝になってから安否確認をしてください。

② 安否確認は、自宅への電話又は訪問により行うこととし、既に避難所等に自主避難されて連絡が取れないときはそこまでとし、避難所等を回ることはしません。安否確認が終了したら、避難行動要支援者等一人一人について、その状況を本部に報告します。

- ・安否の確認が取れた者、取れなかった者
- ・もし避難先等が分かったらその旨

(3) 避難指示発令時の情報伝達について

避難指示、緊急安全確保に伴う情報伝達や避難誘導は、土砂災害や火災発生等の危険な場所での活動となりますし、発令対象範囲もある程度限定できるので、基本的には、防災無線による放送や消防団員等が行うこととします。発令対象範囲が広域で、行政のみでは対応できないようなときに、その都度、本部から連絡し、民生委員・児童委員や自主防災組織からできる範囲で協力をします。

なお、地震の際は、自主避難以外で、市長が避難指示等を発令する場合は緊急に避難する必要があることから、水害時と異なり、「高齢者等避難」の発令は想定できません。

【避難指示、緊急安全確保の発令基準】

- ・火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり人的被害が予測される場合
- ・火災拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きい場所
- ・避難経路を断たれる危険のある場合
- ・爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合
- ・酸素欠乏又は有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される場合
- ・地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予測される場合
- ・地すべり、がけ崩れ等により著しく危険が切迫している場合
- ・水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難な場合

※地区内で一般建物火災が発生した場合

委員自身の安全が確保できた後、区長をはじめとした自主防災組織の一員として、被災された方の支援にご協力ください。



## 【風水害編】

### 第1 災害対策本部

潮来市の災害対策体制として、市役所に災害警戒本部が設置されます。さらに状況が悪化した場合は、非常体制第1 配備となる災害対策本部が設置されます。

民生委員・児童委員には、災害対策本部を設置された場合は、その構成員となり、活動拠点は自宅等とし、本部に詰める必要はありませんが、本部との連携をより密にし、行政と地域とのパイプ役として活動します。

#### 1 災害対策本部の設置基準

体制	種類	設置基準
災害警戒本部	連絡配備	注意報の1 以上が市内に発表されたとき
	警戒態勢	警報（特別警報）の1 以上が市内に発表されたとき
災害対策本部	非常態勢第1 配備	概ね1 2時間後に災害発生の恐れがある場合、もしくは局地災害が発生した場合
	非常態勢第2 配備	事態が切迫し、災害が発生すると予想される場合、もしくは発生した場合
	非常態勢第3 配備	災害が拡大し、非常第2 配備態勢では対処できない場合

### 第2 民生委員・児童委員の役割

#### 1 活動拠点等

民生委員・児童委員は、自宅等で災害対応活動を実施します。なお、市側から民生委員・児童委員への最初の災害連絡は防災メール及び連絡網を使用し、連絡します。

#### 2 避難情報の伝達

避難情報については、防災無線や防災メールから情報を得てください。

#### 3 避難情報発令時の対応

避難行動要支援者等への対応として、潮来市において、あらかじめ、本人の意思を確認し、避難行動要支援者等を把握し名簿が作成されています。民生委員・児童委員は、配布された名簿を基に、避難行動要支援者等を地域の自主防災組織と協力し、避難情報の伝達や安否確認を実施します。

民生委員・児童委員は、平常時から避難行動要支援者等の状況把握に努めます。

避難行動要支援者等の名簿の取扱については、個人情報保護に十分配慮するものとします。

また、民生委員・児童委員は支援活動している中で、地域における被害発生の情報を入手した場合は、本部へ電話等で報告してください。

### (1) 高齢者等避難発令時

- ① 災害発生が予想される72時間前から既に事前行動の呼びかけをしていると思いますが、実際に高齢者等避難を受けたら、直ちに地区内の避難行動要支援者等に対して電話し、又は自宅等に行き、高齢者等避難は発令されたので、早めに避難するように伝えます。
- ② 避難先は、自主避難所等又は最寄りの安全な場所とします。この際の避難先については、平常時から本人及びその家族で協議し、あらかじめ決めておくこととします。
- ③ 避難行動要支援者等に連絡した際に、避難の支援が必要であると判断したときは、地域の自主防災組織に応援を要請します。なお、対応が困難な場合には、本部に連絡し相談してください。
- ④ 避難行動要支援者等への伝達等が終了したら、その状況を本部に報告します。
  - ・連絡が取れた者、取れなかった者
  - ・本部に相談した者
- ⑤ 本部は、それらの報告及び自主防災組織等からの同様の報告を取りまとめて、避難行動要支援者等の安否確認をし、本部に報告します。

### (2) 避難指示発令時

- ① 避難指示を受けたら、民生委員・児童委員の身の安全を確保した上で、直ちに地区内の避難行動要支援者のうち、高齢者等避難のときに連絡が取れなかった者に対し、再度、避難を呼びかけます。
- ② その後の対応は、上記「高齢者等避難発令時」に準じます。

## 第3 避難情報

住民の避難にあっては、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」の3段階とし、浸水到達時間に応じ地区ごとに段階的に発令されます。

### 1 高齢者等避難

#### (1) 発令時の状況

避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況

#### (2) 発令基準

○次の基準に達したとき

基準河川（観測所）	水位
北浦（白浜）	2.50m以上
常陸利根川（横利根）	3.90m以上
前川（潮来大橋）	1.70m以上

#### (3) 住民に求める行動

- 避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者は、自主避難所への避難行動を開始します。
- 通常の避難行動ができる者は、避難をするための準備を開始します。
- 避難行動要支援者等の避難を支援する者は、支援行動を開始します。

## 2 避難指示

### (1) 発令時の状況

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況

### (2) 発令基準

○ 次の基準に達したとき

基準河川（観測所）	水位
北浦（白浜）	2.60m以上
常陸利根川（横利根）	4.40m以上
前川（潮来大橋）	1.80m以上

### (3) 住民に求める行動

通常の避難行動ができる者は、自主避難所、指定避難所、安全な建物の2階等への避難行動を開始します。

## 3 緊急安全確保

### (1) 発令時の状況

① 災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況

② 災害が発生した状況

### (2) 発令基準

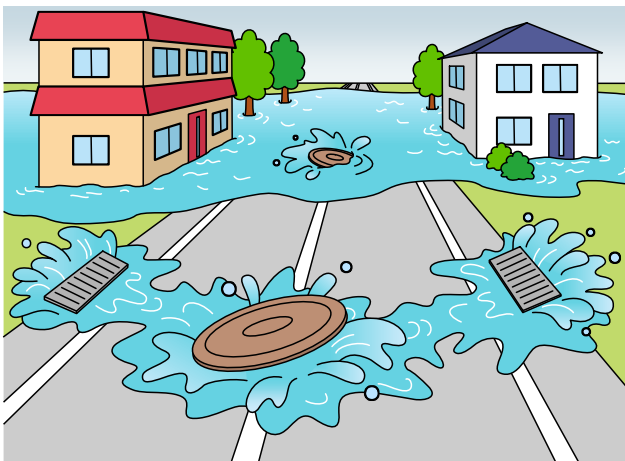
① 避難指示の発令基準を基に、また災害の発生を機に、避難がより急を要すると市長が判断したときに発令します。

② 緊急安全確保は、避難指示よりも「急を要する」と判断した場合に発令することから、より重く、命令的な意味合いが強くなります。

### (3) 住民に求める行動

① 避難指示等の発令後で、避難行動中の住民は、直ちに避難行動を完了します。

② まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移ります。避難所に避難するいとまがないときは、安全な建物の2階に避難するなどの生命を守る最低限の行動を取ります。



## 避難について

### 「早く、賢く、さっさと逃げる！！」

「避難」とは、“難”を“避”ける行動。すなわち、災害リスクから命を守る行動です。潮来市の指定緊急避難場所・自主避難所（以下、「避難場所」。）に行くことだけが避難ではありません。

これまでは、様々な避難先の選択肢があるにも関わらず「災害が起こればとりあえず避難場所へ」と一辺倒に考える傾向がありました。

しかし、コロナ禍を経て、3密を避けるため避難場所以外に安全な場所を確保する動きが広がりました。避難場所へは、必要な時は迷わず行くべきですが、あくまで「最後の手段」として残しておいてください。

台風が最接近する日まで避難を待つ必要はありません。早めに動けば確実に避難先の選択肢は増えます。

あらかじめ避難先を準備しておくこと、早く、賢く、さっさと逃げることを災害文化としてください。

#### ○避難場所に行かない避難方法

防災マップで災害リスクを確認し、潮来市の避難場所以外の安全な自宅やさまざまな安全な場所へ避難する「分散避難」について検討してください。

まずは「自宅」、次に「安全確保ができる場所」、最後の手段で「避難場所」という順に検討し、あらかじめ、自分と家族の避難先を決めておいてください。

もちろん、安全であること（浸水しない・土砂災害の危険がない）が大原則です。

#### ○自宅で安全確保ができる方

避難場所へ避難する必要はありません。「在宅避難」（自宅での避難）をお願いします。

- ・防災マップで安全と考えられる自宅
- ・防災マップで2階での安全確保が可能と考えられる自宅の2階（急傾斜地の場合は、山とは反対側の部屋）

#### ○自宅で安全確保ができない方

避難場所ではなく、安全な場所へ避難の検討をお願いします。

- ・近くのより安全なお宅（ご近所避難）
- ・安全な親戚や友人・知人宅
- ・ホテルや旅館
- ・車で安全な場所で待機（短期間の車中泊）



○「在宅避難」「分散避難」が困難な方（上記の避難先が確保できない方）  
迷わず避難場所へ避難

## 避難所

### ○役割

避難所は、避難者の避難先としての本来の役割のほかに、避難者はもちろん、避難所に避難されなかった被災者に対しても、食料、日常生活用品等の物資などを配布する拠点となります。

開設する避難所は、防災無線や防災メール等を通じて周知します。

また、災害関連情報も防災メールや情報版等で広報しますが、避難所も情報発信の拠点になりますので、住民の方々からも、それらの物資や情報を避難所に取りに来てもらうことが基本になります。

### ○種類

**1. 指定緊急避難場所（64か所）** 災害対策基本法第49条の4 設置者：自主防災組織  
切迫した災害の危険から命を守るため自主防災組織が開設・運営する一時的に避難する場所。短期的な避難であるため危険が過ぎ去れば閉鎖する。

- ・命を守るための避難場所
- ・1日～2日間の短期滞在を想定
- ・食料、水は自ら持参（必要なものは必ず各自で持参）

### **2. 自主避難所**

設置者：市

台風接近などの影響で夜間に避難勧告等を発令する可能性があるときに、現状では避難情報を出す段階にない場合であっても、明るいうちに「自主避難」できるよう開設し、住民、特に要支援者の皆さんの早期の自主避難に役立てる。

- ・食料、水は自ら持参（必要なものは必ず各自で持参）

### **3. 指定避難所（22か所）** 災害対策基本法第49条の7

設置者：市

自宅が被災したことにより、自宅での生活が困難になった住民が生活する場所。地震・洪水・土砂災害など災害種別ごとに指定する。

- ・自宅に住むことができないなど長期避難が必要な人が滞在
- ・発災後、危険が過ぎ去り生活する段階において、公立施設を指定

※指定避難所は、災害発生当初から開設されているものではありません。

### **4. 福祉避難所**

設置者：市

一般の指定避難所では生活することが困難な災害時要援護者が生活する場所。災害が発生した場合は、まず指定避難所等に避難します。市が福祉避難所へ移動が必要な人を判断し、福祉避難所への避難が決定した人は、家族や付添い者の支援などにより移動します。

あくまでも施設内の空きスペースを提供いただく程度であることや家族・付添い者等が介助する必要があることなどに留意すること。

### **5. 上記以外の避難方法（例）**

防災マップで安全とされている自宅・安全な親戚や友人宅・近くのより安全なお宅へのご近所避難・ホテルや旅館・車で安全な場所で待機（短期間の車中泊）等

## 2 民生委員・児童委員の避難先

民生委員・児童委員は本部に参集せず、活動の拠点は自宅等となりますが、もしも非難するような状況になったら、極力、指定避難所へ避難してください。また、避難先を本部へ連絡してください。

### <災害に備える民生委員・児童委員活動10か条>

(民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則)

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害への備えは日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(市町村と協議しておくべきこと)

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

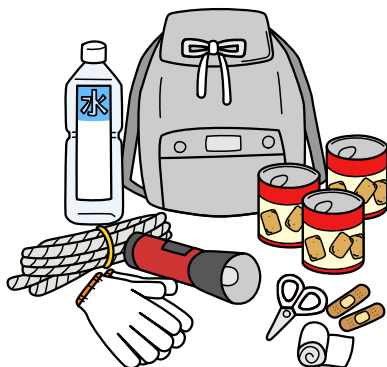
(発災後の民児協活動において留意すべきこと)

第8条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける



(発行・編集)

**潮来市民生委員児童委員協議会**

事務局

潮来市役所 社会福祉課

〒311-2493 潮来市辻626

TEL : 0299-63-1111 (内線391)

FAX : 0299-80-1410